

民権運動研究の課題と方法

後 藤 靖

- 一 は し が き
- 二 下山・大石理論の検討
- 三 課題と方法

一

自由民権運動ないし自由民権期にかんする研究は、尨大な数に上っている。研究が本格化する一九五〇年以降の、自由民権期の政治・経済・思想の各分野にわたる著書、論文の数は、わたしの知りえたかぎりのものでも、ほぼ三〇〇篇に及んでいる。⁽¹⁾ わたしは、別の個所で、自由民権運動にはじめて科学的分析を行なわれた平野義太郎氏の「自由民権」(歴史科学一九三三年、のち『ブルジョア民主主義革命』一九四八年収録)から今日にいたるまでの尨大な研究業績を、方法論史という視点から整理しておいた。⁽²⁾ 本稿は、そこでいい足りなかった点を補足し、不十分にしか指摘できなかった問題点を明確にし、民権運動研究がとりくむべき諸課題をハッキリさせるための、いわば補論にあたるものである。

(1) いま、ここ十年間の研究業績について、その主たる対象別に整理すると、次表のようになっていいる。一九五六年以降だけでも二五〇篇をこえており、それ以前のものを加えると、いかに大きな数に上っているかが容易に想像されるであろう。

この場合、きわめて特徴的なことは、テーマ別として分類した諸論稿は、視点をその領域のみの解明にかぎっているのがほとんどであり、政府の諸政策と自由民権運動とを、あるいは特権的資本と自生的資本とを統一的にとらえる視角ないし努力が、全くといってよいほど、なされていないことである。間々ふれたものがあるとしても、いずれかがほんの副次的なものとして取扱われているのみで、政府と民権あるいは特権資本と自生的資本とのダイナミックな緊張関係を追究したものではない。このことは、戦後の研究史のもっとも大きな特徴点である。

(2) ①「戦後の民権運動研究について」(『歴史学研究』二四七号一九六〇年一月)・②「エンゲルス『ドイツ農民戦争』の方法」(『日本新し』歴史学のために』六二号一九六〇年八月)・③「自由民権」(『日本歴史』第二〇〇号記念特集一九六五年一月)がそれである。本稿では、①と②と③についての補論を行ないたいと思う。わたしは、ここで単に民権運動研究だけに視野をかぎっているのではなく、より広く日本近代史研究にも共通する問題点としても提起している。

ところで、別稿、とくに註(2)の③での主な論点を整理すれば、つぎのようになる。

① 自由民権運動の現在までの主な潮流ともいえるべきものは、運動を、それがおかれた客観的諸条件Ⅱ政治

年次	政 府		経 済			自由民権運動					士反	各年計			
	政 策		特資	自生	地関 業・土	政治	思想	新聞	方・批 法・論評	資料			族乱		
	政治	経済									思想	中央		地方	資本
1956	1	2		1	1	1		6	4	3	3	3	2	27	
1957		1		1		3	2	6	7			3	1	19	
1958	1	1	1	1	1	3	3	5	9		2	1	1	24	
1959	1	2	2	1	2	1	4	9	6		5	2	1	36	
1960	2	8	3	1	1	5	2	20	6		2		1	50	
1961	1	4	1			5	2	10	6		6			36	
1962	2	1	1	1		1	1	4	3		2			16	
1963		2	1	1		3	4	1	5		2			21	
1964	3	2	2	3		2	2	2	4		2			25	
計	11	23	11	8	2	10	24	17	69	38	3	24	8	6	254

的・経済的・思想的支配体制の具体的展開との対抗過程としてとらえず、もっぱら運動それ自体の発展過程と内部構造の分析に視点をずえる方法である。こうした方法にたつ分析は、たしかに運動そのものの具体的様相にかんして、戦前段階の研究では知られなかった埋もれた第一次的史料を発見し、おそろしく豊富な各地における民権運動の実態をうきぼりにしたという意味で、貴重な遺産を残した。しかしながら、自由民権運動がなぜ発生し、発展したかという全機構の必然性を解明しなかったために、運動が日本近代史に果たした役割と歴史的意義についての合理的説明をなしえたとは考えられない。

② このような研究の状況にたいして、世界的規定をうけた当年の日本の、天皇制権力機構の早熟的な形成と上からの資本主義の急激な育成という特徴的構造のなかに民権運動を位置づけ、その全機構的矛盾の爆発として民権運動をとらえようとする視角が、最近になってようやく現われてきた。こうした分析視角は、すでに平野義太郎氏が戦前において、また服部之總氏が戦後のもっとも早い時期の研究段階において措定されたものである。ところが一九五〇年以来、研究が盛んになるとともに、逆にこうした分析視角は、次第にうしなわれてきたのである。帝国主義段階にまさに転化しようとする世界資本主義に促進されつつ、自立的発展をとげるために日本がとりはじめた特徴的支配体制、とりわけ他律的な資本主義化¹¹特権的政商資本の産業資本化のための原始的蓄積過程と自生的¹²小ブルジョアの経済発展段階との構造的矛盾に民権運動発生の客観的基盤をみだし、あるいは天皇制国家の形成の特徴的構造に運動展開の必然性をみようとすると、大石嘉一郎氏と下山三郎氏の分析視角は、今後の研究方向を基本的に規定するといつてよい。にもかかわらず、この新しい方法も、けっして、運動展開の諸契機¹³必然性を充分に解明する論理にはなっていない。なぜか。この点が補足を要する第一の点である。

③ かくして、自由民権運動の研究は、あらためて次の諸課題を背負うのである。すなわち――

(イ) 自由民権運動は、自由民権期におけるブルジョア革命運動として位置づけねばならない。自由民権期とは、政治的には天皇制国家の体制的整備の時期であり、経済的には上からの日本資本主義の創出過程であった。自由民権運動は、かかる政治的・経済的支配体制の強行過程にたいする政治Ⅱ階級闘争であった。そうだとすれば、この支配体制の創出過程は、どのような経済的・政治的矛盾Ⅱ対抗をつくりだしたかを明確にする必要がある。

(ロ) しかし、(イ)はいわば運動の客観的条件であって、運動を生起させ展開させる主体的条件そのものではない。これまでの研究に欠けていたのは、この主体的条件についての理論構成である。

以上が、旧稿とくに註(2)の(ロ)の大意であり、補足説明を要する主要部分でもある。

二

さて、わたしは、研究が新しくそこから出発しなければならぬ一応の到達点としての、下山三郎・大石嘉一郎両氏の業績とその問題点を整理することにしよう。

〔I〕 下山三郎氏は、一九五九年の力作「明治十七年における自由党の動向と農民騒擾の景況」で、つぎのように問題点を整理されている。

① 「新政権成立以来近々十年にして、政権に反対する全国的政治運動の発生を見た事は、逆に政権の性格に一半の原因があるはずであり、むしろ絶対主義としての日本的な特殊な性格の解明こそが必要になってくるので

はあるまいか。」

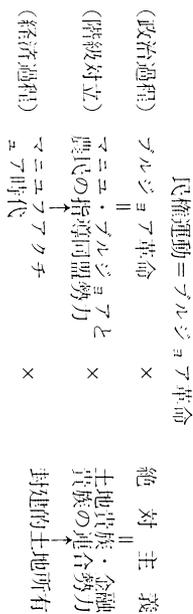
② 民権運動の本質を理解するうえで、これまで暗黙のうちに前提とされてきた、ヨーロッパの「古典的自由主義・民主主義運動における運動の政治的性格と運動発生の物質的基礎の間に存在する内的連関と、同様の内的連関が民権運動における政治的性格と物質的基礎の間にも存在するであろう」という想定を打破する必要がある。

③ 「運動の指導層である豪農層が運動に参加する契機・資格」について、その「ブルジョアの側面」のみから説明しようとするのは、理論的にも実証的にも無理がある。なぜなら、豪農商は、実態としては、「地主・農業経営者・商人・加工業者」の四側面の併有者であり、この四側面は「未だ歴史の本質を同じくしているような、封建社会の上層農民という、いわば身分的把握が一応成り立つ」からである。だから、「初期資本主義の発生という条件の中で、封建社会の上層農民が転化していく、その転化の具体的に如何なる段階にあった上層農民であるかを規定することが、指導層―豪農商層の性格規定を現実の豪農商の存在形態にそいつ行なう事にもなり、かつ現実の民権運動の理解を前進せしめるのではないかと思う」⁽¹⁾。

(1) 堀江英一・遠山茂樹編『自由民権期の研究』第三卷所収、一一一―一二四頁。

下山氏のこの提言は、当時の研究状況の一般的傾向にたいする痛烈な批判であった。当時の研究の一般的傾向は、さきにもいったように、ほとんど民権運動とりわけ各地方のその内部構造と発展過程の追究に主題をおいていた。そのさい、人々は、国際的衝撃のもとでの天皇制統治機構や経済的支配構造の特徴的な創出過程にはほとんど触れないで、もっぱら自生的経済発展に民権運動展開の規定的要因をさがし求めた。もちろん、統治機構や上からの資本主義化あるいは寄生地主的土地所有の展開について全くふれなかったのではない。とくに、寄生

地主的土地所有の形成については、民権運動の分裂・敗退の基礎的要因として、論者のだれもが目をむけていた。そしてまた、権力が地方統治の媒体としていかにこれらの地主もしくは農村有力者層を組織化しようとしたか、についても実証が積み重ねられていた。しかし、概括的にいえば、中央権力の形成過程とその特徴的構造や上からの資本関係の形成＝本源的蓄積の特徴的過程の分析はおろそかにされ、それらが全機構的矛盾形成の動因であったことについての認識は、きわめて稀薄であった。⁽²⁾ こうした分析視角は、つぎのようなことをその理論的前提としていた。すなわち、自由民権を自生的経済発展から説明しようとしたのは、研究者の脳裏に、古典的ブルジョア革命にかんする一般命題がこびりついており、それを民権運動に機械的に適用することによって説明がつくと考えたからである。そのさじ理解されているブルジョア革命の一般命題とは、資本制的ウクラードが封建的土地所有＝封建的生産様式と和解しがたい矛盾におちいり、その結果として政治的・経済的自由を要求する政治闘争が爆発するというのである。そこでは、政治と経済とは直接的照応関係としてとらえられ、政治は経済の直線的反映だと理解する基底体制還元論が援用されていた。いいかえると、描かれていた図式はこうであった。すなわち、きわめて単純化すれば、



(註) ×は対抗関係、
→は規定要因、
＝は同一の内容
をそれぞれ表現
する。

というのである。この場合、マニユ時代とはいかなる経済構造をさすのか、そして資本制的ウクラードと封建的

生産様式との和解しがたい対立とはいかなる経済的構造連関をさし、それがどう政治的構造に反映した状態をさすのか、あるいはブルジョアジーと農民との指導・同盟関係とはいかなる状態を意味するのか等々についての理論的検討が必要であつたにもかかわらず、すべてのことがらが既知のものとして前提されていた。⁽³⁾ そればかりではない。ブルジョア革命の一般命題は、本来、政治的・経済的・思想的敵対関係の展開として構成されているはずなのに、ここでは、革命勢力側の経済的・政治的成長に一面化された。だから、民権運動に援用されたのは、実は、ブルジョア革命の一般命題ではなく、その一面でしかなかった。権力構造や支配的経済体制の分析が欠落するのは、こうした方法からは必然であつた。

ブルジョア革命にかんする一面的理解は、実証の面から早くも実質的に崩壊していた。たとえば、マニユ時代という想定についていえば、自由民権運動の展開した地帯においては、総じてマニユファクチュアといわれるほどの工業経営はみだしにくいばかりでなく、たとえマニユ経営が存在したとしても、その経営者はむしろ反民権派か妥協的動きをしていた。そして、民権運動の在地的指導者は、ほとんど例外なく、実態としては、一部を小作に出し、一部を手作し、また小規模の加工工業ない商業を営む比較的富裕な小商品生産者たる、いわゆる豪農であつた。かくて、ブルジョアジーと農民との指導・同盟関係という想定も実証面からなりたたなくなつていた。しかし、現象面に現われたかぎりにおいては、自由民権運動は国民的規模で国会開設・地租軽減・不平等条約撤廃を要求するブルジョア革命運動としてたたかわれていた。政治と経済との間には明らかにズレがあつた。こうした事実を、研究者に、新しいより適合的な分析視角の創造をせまっていた。にもかかわらず、そのための理論的摸索はこころみられず、研究者たちは民権運動の政治的展開のみを追ひ求める方向に逃げこんだ。その

場合にも、一般命題—実は一面理論なのだが—の亡霊はしつこく研究者の間につきまといつた。⁽⁴⁾下山提言は、こうした一般的研究状況に位置づけてみるとき、いかに重要な問題提起であつたかということが知られるであろう。

しかし、ここでの下山提言は、つぎの意味で、必ずしも説得的なものではなかつた。というのは、

① 「絶対主義政権としての日本の特徴」というのは、その具体的な機構上の特徴なのか、機能Ⅱ政策上の特徴なのか明確でないばかりか、その「日本の特徴」がなぜ民権運動を生起させる一つの要件になつたか、という点が不明確であること。

② 「運動の政治的性格と運動発生の物質的基盤」の不照応という場合、「運動の政治的性格」がヨーロッパの古典的ブルジョア革命と民権運動とが同列に性格づけられ、その運動の主體的担い手や政治的諸要求についての綿密な比較検討が必ずしもなされていない。いいかえると、民権運動の現象形態のはなやかさに目をうばわれすぎ、それがひめている内容の検討をぬきにして直ちにヨーロッパのブルジョア革命と同置していいかどうか、という点である。

③ 「豪農」の多面的把握は、たしかに民権運動の指導層についての厳密な規定にとって不可欠であり、同時に民権運動そのものの内容規定とかかわりをもつてであろう。しかし、その多面性を、彼等の経済上の複雑な性格のみからとらえることは一面的であり、彼等の社会的・政治的位置との統一的把握が必要である。

④ 以上の三点は、民権運動の客観的諸条件の解明にあたって、欠くべからざる問題点であることは否定できない。しかし、それらは、あくまでも運動の客観的条件であつて、運動が展開される政治的・主體的契機ではな

い。下山提言には、この主体的契機についての論究は全くなされていない。⁽⁵⁾

(2) 拙稿『日本歴史』論文参照。

(3)・(4)・(5) 拙稿『歴史学研究』論文参照。

右のような不充分さをもってはいたが、下山提言とくにその第一・第二は、一般的研究状況が全く見落していたか、あるいは誤った方法を適用していたことにたいする適確な批判であった。そのさい、下山氏は、問題の指摘にとどまって、自らの積極的解答はなされなかった。そして、自ら設定した課題とくに第一の点にたいする解答が一九六〇年からの「明治維新研究史」にかんする一連の労作で部分的に準備された。あえて「部分的に」というのは、ここでもなお問題提示的であり、全面的解答のための理論的準備段階にあるからである。

(6) 「明治維新研究史についての覚え書」(東京経大会誌第二九・三〇号、一九六〇年三月)

「明治維新研究史について」(右同第三二号、一九六一年九月)

「明治維新ブルジョア革命論批判」(右同第三八号、一九六三年三月)

「明治維新研究ノートの結び」(右同第四〇号、一九六三年九月)

「明治維新研究史補論(一)」(右同第四一號、一九六三年二月)

「明治維新研究史補論(二)」(右同第四三號、一九六四年一〇月)

「絶対主義の理論的再検討」(土地制度史学第二五号、一九六四年一〇月)

これらの一連の労作は、講座派以来の維新史にかんする学問遺産をマルクス・レーニンの古典にたちかえて検討し、あらためて維新変革以後の歴史過程を整合的に把握するための方法を創造しようとする意欲にみちみちている。それだけに、そこには、きわめて多岐にわたる批判的・創造的見解が示されている。当面、必要なかぎり、その要点を摘記すれば、つぎのようにいうことができる。

十九世紀中葉という世界的条件のなかでは、「維新変革の諸改革のなかに、絶対主義国家の樹立と必ずしも照応しない要素がある」。にもかかわらず、「従来、維新変革によって成立した権力の性格は、絶対主義国家の樹立である、それゆえ維新変革に含まれる諸改革はすべて絶対主義国家の樹立に照応するものである」というとらえ方や、あるいは近來の「国内的契機と国際的契機との統一的把握、によった研究」では、「絶対主義国家の樹立に必ずしも照応しない要素にふれた場合、『早熟な』あるいは『特殊な』絶対主義等の表現」をもって説明しようとした。このことは、維新変革を絶対主義という概念のみからとらえようとする誤った方法である。もともと「絶対主義の成立という概念は、絶対主義の権力・国家の樹立そのみあるいはそれ自体をさす概念」であつて、「権力・国家」形態にかかわる以外の「全社会的な改革」は、本来、「絶対主義の成立」とは異つた「個別的な問題」。「個々の範疇」として理解すべきである。だから、維新以後の歴史過程の包括的把握のためには、「絶対主義」という「個眼」のほかに、諸改革の個々をとらえるための諸「個眼」、たとえば「民族国家の成立」・「近代的軍事制度」・「徴兵制」・「幕藩体制の構造」等々を設定する必要がある、これらの諸「個眼」の複合体Ⅱ「複眼」として歴史過程をとらえねばならない。⁽⁷⁾

このような諸視点の設定によつて、下山氏は、維新以後の歴史過程をとらえようとされる。その場合、氏は、絶対主義や民族国家あるいは近代的軍事制度等々の必要な諸「個眼」についての諸説を再検討しながら、独自の理論構成をこころみられている。いま、当面、必要なかぎり、その独自の概念構成とその維新への適用について重点的に取上げてみると、――

(A) 絶対主義について……⁽⁸⁾①ふるい「市民社会」、すなわち、「衰頹期にある封建的生産関係」Ⅱ「労働の分割」(社

会分業)の一定発展段階における商人資本―「市民階級」の成立、したがって「階級の身分からの端初的脱脚」―「国家と市民社会の端初的分離」(この完成は近代ブルジョア社会Ⅱ国家にみられる)を基礎とし、「人口のどの部分(身分―階級)も爾余の諸部分(身分―階級)を支配するまでにいたりえないような」社会状態に照応する国家形態である。②だから、それは例外的独立性をもつ、中央集権的官僚制国家として、かかる社会状態のうえにそびえ立つ。③維新によって成立した国家形態のうちには、絶対主義の国家形態の基本的特徴点はあまりにも明白に存在しており、絶対主義以外の国家とみることは不可能である。

(B)民族国家について……①民族国家は常識的には、④典型的には単一の民族を母胎とする、⑤政治的に独立した統一国家であり、②統一国家とは、確定された領土をもち、かつ歴史的に特定の時期に始めて成立する中央集権国家機構をもつ、と定義できる。それゆえ、階級国家としては民族国家は、ブルジョア国家および絶対主義国家としてのみ存在するが、民族的統一の困難なところ(ドイツ・イタリア等)では、民族国家でない絶対主義国家も生まれた。②民族国家の類型としては④民―族国家―単一民族―絶対主義―統一、⑤「民族国家―単一民族―ブルジョア革命―独立の達成」、⑥「民族国家―多民族―絶対主義―統一」という三つがあげられるが、日本はほぼ④に近い。しかし、日本の民族国家形成期Ⅱ維新时期は、民族国家形成の主題が統一であったのか独立であったのかの判断がむずかしく、直ちに④としてとらえることは危険である。③わが国の場合について、従来は、先進資本主義列強の経済的・政治的影響Ⅱ圧迫の面だけが強調され、十九世紀のヨーロッパにおける後進国が大國間の対立Ⅱ全ヨーロッパの激発を利用して飛躍的にすすんだ新しい制度を実現する可能性―たとえば、デンマーク・ナポリ・サルデーニャ三国が四八年の激動期に立憲国家になったこと―に似た日本の可能性の検討もあわ

せて、日本における民族国家の成立を考える必要がある。この視角にたたないかぎり、「商品流通の人為的隔壁の一掃」・「公用文体の統一」・「義務教育」等の、絶対主義国家の成立と照応せず、むしろヨーロッパの場合、民族国家の成熟―絶対主義の打倒によってはじめて実現されたような社会的改革がとらえられない。

(C) 近代的軍事制度……⁽¹¹⁾①十四・五世紀における絶対主義成立の一つの重要な契機は、封建的軍事制度の崩壊であったが、そこでの新しい軍事制度は、徴兵または傭兵の比重の増加・歩兵の騎兵にたいする優越・火薬と重砲の出現にとどまっていた。②しかし、ナポレオンによる近代的戦争方式の出現以後は事態はかわった。ヨーロッパ諸国では絶対主義国家であれブルジョア国家であれ、近代的戦争方式の導入は至上命令となった。③明治政権も、ヨーロッパ全体が近代的戦争方式に立脚している世界的状況の中では、当時の社会関係と明らかに矛盾するその導入を強烈なゾルレンとして受けとったと思われる。個々の兵士の一定の教養を必要とする近代的戦争方式の導入の一前提として、義務教育も考えられる。④その場合、プロシヤに範をとったのは、プロシヤがフランスにたいして勝利すると同時に国内でも上からのなしくずしの改革をかちとったという生きた教訓に学んだからではないか。

以上が、大雑把にいつて、下山氏の維新国家にたいする新しい分析視角である。

(7)・(9)・(10) 「明治維新研究史補論」参照。

(8) 「明治維新研究史補論」および「絶対主義の理論的再検討」参照。

絶対主義理解のために、是非とも検討すべき問題として提起された諸論点のなかで注目すべきことは、絶対主義の国家論および絶対主義成立に強く作用する上部構造上の諸契機についての指摘である。絶対主義がなぜ中央集権的国家形態をとるかという点は、生産関係―下部構造からは直ちにはとけない問題であり、そのために、下山氏は「国家と市民社会の

端初的分離」という視点を設定されたのである。また、それと密接にからんでいるものとしての上部構造上の諸契機について、エンゲルスの「封建制の没落とブルジョアジーの勃興について」に述べられている諸契機をこう要約される（以下のカッコ内後藤）。

○言語群の分界線の確定、民族の形成（の基礎）

○王権と町人の同盟、彼等の強力な支柱としての新興の法律家身分の登場（↓新しい法体系の創造）

○封建的軍事制度の崩壊、さらに火薬と重砲の出現（↓国王の軍隊の形成）

○その他、印刷術の普及、古代文学の研究の復活、一四五〇年以後の全文化運動（ルネサンス）（↓宗教改革⇨新しい国教の形成）

○「すべてこうした諸原因の集合作用は、それらの原因の交互作用がしだいに増大し、またますます同一の方向にはたらくようになった結果として、年々つよめられ……」（↓「国民的統一」の代表としての王権の勝利⇨絶対王制の成立）
こうした諸契機の「集合作用」という視点が必要である、と。

下山氏の論点整理が思わず長くなってしまったが、それは、主張されている論点がこれまでの維新変革・自由民権にかんする分析視角を完全にぬりかえてしまうほどのさをもっているからである。さて、提示された諸論点にたいするわたしの疑問を提起してみよう。

一九五九年に絶対主義としての日本の特性の究明という形で問題提起をされたとき、下山氏の視点が、「絶対主義」という領域に止まっていたことは明らかである。しかし、まえにもいったように、いくつかの限界をもちながらも、それはそれなりに新しい発展の可能性をもっていた。たとえば、十五世紀に絶対主義の成立⇨民族国家の端初的成立をみたヨーロッパ諸国における中央集権的国家機構およびその重要な機能面としての「富国強兵」・「殖産興業」政策と、十九世紀中葉の資本主義世界のなかで成立した天皇制絶対主義とは権力の本質にお

いては同じであるとしても国家Ⅱ官僚機構のあり方やその機能面ではいちじるしいちがいが指摘できるからである。やや具体的にいえば、イギリスやフランスの場合、中世都市以来の地方自治権（行政・裁判）の相対的独立性を許容した中央集権体制であるのたいして、わが国では裁判権をはじめ行政全般の権限がいち早く中央政府に掌握され地方自治が全く中央政府の委任事務という内容しか与えられていなかったという点、あるいは「殖産興業」政策にしても資本制生産の育成・保護という内容によって規定されていたという点、等々。ところが、新しく「民族国家」等々の「個眼」が導入されるや、「絶対主義」は、古典的絶対主義を基準にした絶対主義論でぬりつぶされるにいたっている、と受取るのは誤解であろうか。もし、そのように理解することが必ずしも誤りではないとすれば、改めてつぎのような疑念がわいてくる。

第一に、絶対主義形成の基盤にかんする「国家と市民社会の端初的分離」という下山理論の 에스プリはそのまま承認することができるとしても、天皇制的中央集権体制創出の、政治的Ⅱ上部構造上の諸契機は、エンゲルスの『没落』であつかわれている諸契機とはもはや内容的にみて同一視することはできないはずである。いいかえると、中央集権的国家機構の日本的型の創出は、十九世紀中葉のヨーロッパとりわけプロシヤの国家Ⅰ一八七一年の新ドイツ帝國Ⅱビスマルク機構・法体系をモデルとしている、という現象上の諸特徴だけをとってみても明らかである。そして、その国家機構の「絶対主義としての日本の特徴」が、機能の「日本の特徴」を生む上部構造上の規定的要因をなしている、といえないであらうか。第二に、もし、下山氏の絶対主義論をさきのように理解することができるのであれば、「軍事制度」ばかりでなく、わが国の「警察制度」も「官僚制度」も「絶対主義の成立」には「照応しない」諸要素をいうことになりはしないであらうか。そうだとすれば、「軍事制度」の「個

眼」とならんで「警察制度」や「官僚制度」の「個眼」を必要とすることになる。ところが、もともと、官僚制・軍事・警察機構は、絶対主義の暴力装置なのであり、中央集権的機構そのものの三要素なのであるから、「軍事制度」を別個の「個眼」として設定する必要はないのではなからうか。わが国における「軍事制度」が、氏のするどい指摘によって、旧来の説明原理とはことなつたより事態適応的な説明原理をあたえられたことは高く評価しなければならぬ。それにしても、その説明原理は、絶対主義という「個眼」のなかに導入されることによって、より整合的な位置づけを与えられると思われる。

第三に、絶対主義権力機構の概念構成と民族国家の概念構成との間には、微妙な裂け目がある。その裂け目は、前者が古典的絶対主義から抽象された概念の適用であり、後者が十九世紀中葉の世界史的条件を挿入されての概念構成である、というところから生じたものである。天皇制絶対主義そのものが十九世紀中葉のものであるのだから、この場合にも、さきにいっただように、それに照応する絶対主義論を構成すべきである。そうすることによって、二つの概念構成の裂け目は閉ぢられるであらう。下山氏は、天皇制絶対主義が絶対主義の本来のあり方に照応しない諸政策を推進した秘密をとく鍵の一つとして民族国家論を導入されたわけであるが、民族国家という視点で指摘されている諸々のことがらが、推進されたのは、そうした機能をはたしうるような権力機構の度重なる改変があつたからとはいえないであらうか。

以上の諸点が下山理論に内在したときにわいてくる疑問である。この理論は、今後もっと精密化されねばならない。精密化するにあたって留意すべき諸問題については、後で総括的に取り扱うことにしよう。

〔II〕 下山氏とほぼ同じ時期に、新しい分析視角を提唱し、それにもとづいた綿密な実証分析を行なわれたの

が、大石嘉一郎氏である。大石氏の新しい方法論は一九五九年の「福島事件の社会経済的基盤」で一応集約され、一九六三年の『日本地方財政史序説』でより体系的に整備された。そこで、後者によって、その論旨をごくおまかに追ってみることにしよう。

大石氏は、自由民権運動を包括的に把握するためには、「天皇制統一国家の形成過程・日本資本主義の本源的蓄積過程という全機構的な発展との関連」（八五頁）においてとらえる必要がある、という基本的に正しい視角を設定された。この視角は、すでに「I」で述べた当年の一般的研究状況とは全く異つたものであることはいうまでもない。こうした把握のためには、「明治前期の日本経済はいかなる発展段階にあったか、当時においていかなる経済的發展方向が可能であり必然であったか、その経済的發展はいかなる構造的連関をもっていたか」という基礎過程の發展段階と構造Ⅱ對抗関係をとらえ、そのうえで「変革の政治過程に登場する社会諸階層を、はたまた彼等の政策的要求と彼等の政治意識を、混沌とした表章においてではなくして、多様な抽象的諸規定の具體的統一⁽¹⁾として、はたまたその必然的な発現としての政治意識として把握しなければならぬ」（八五頁）、といわれる。経済的構造↓社会諸階層↓政治意識↓運動Ⅱ政治闘争というこの大石氏の上向法的論理は、一見、正鵠を射たようにみえる。しかし、この方法、とくに政治運動を説く論理としては、あまりに直線的であり、基底還元論に過ぎるといえよう。仔細な批判については後述するとして、大綱的部分のみを指摘しておけば、経済的構造Ⅱ對抗と社会諸階層の対立は、いわば前者によって後者は規定され、この二つは客観的な事態もしくは客観的過程として展開しているものなのである。しかし、政治意識↓運動はより主体的なものであって、「究極的決定要因」（エンゲルス）としての経済構造からは相対的に独立し、そのかぎりにおいて相対的独自の運動法則をもって

いる。したがって、大石氏の論理のうち、前二者と後二者との間には、直線的連続ではない政治運動の論理が改めて設定されるべきである。どうすべきかについてのわたしの意見は後で述べることにしよう。

ところで、大石氏は、さきにもたような視角にたつて、福島県を主要舞台にえらんで綿密な実証を行なつたのち、結論部分として、自由民権期の経済過程と社会諸階層の対抗を、つぎのようにとらえられる。

「自由民権期においては、工業においても農業においてもブルジョアの発展が不可避であった。そのブルジョアの発展は、基礎的には国内において幕藩体制の体内で長い期間にわたつてつちかわれてきたものであるが、かかる自生的なものとしては、幕藩体制をうちやぶるほどの力をもたず（小ブルジョアの経済発展段階―引用者）、封建反動によつてたえずその芽をつみとられる（地主＝問屋制資本の支配―引用者）ような、萌芽的かつ部分的なものであった。かかる自生的発展に、全国的規模での不可避的發展を方向づけたものは、まず何よりも当時のわが国がおかれた国際的条件による規定であり、日本経済の世界史的発展段階規定であった」（二〇六頁）。いいかえると、「帝国主義段階へまさに突入せんとするような世界史的発展段階において、高度な發展をとげた先進資本主義の影響」のもとで、わが国は、「いわば他律的に一挙に、したがつて強力的に資本制生産を移植育成するという特徴的な資本の本源的蓄積過程を進展させねばならなかった」（二六四―五頁）。統一集権国家構築過程での地租改正・秩禄処分・殖産興業などの一連の「改良的政策」がそれであり、しかも、それが「発展段階の異なる諸地帯を包括する全国的規模でのブルジョアの發展を促進した、より直接的な要因であった」。この場合、先進地帯は、すでに、本質的蓄積政策のための基盤を提供しつつあったが、「農民の商品経済の發展の中心となり、当時の国内市場形成の広汎な基盤をなした中間地帯」は、自生的發展としては一歩おくれた地帯であったため、本源

的蓄積政策によってブルジョアの発展が急激に進展し、それだけにより多くの矛盾をはらんで進行した。かくして、当時におけるブルジョアの発展は、自生的な生産諸力の発展段階によって規定された農民層分解の初期的段階であるところの、農民層のブルジョアの発展—分解がたえず歪曲され、上昇する富農の地主⇨問屋商人への転化をもたらし、地主・小作関係と問屋制家内工業を生まざるをえないような段階と他律的条件によって進行せしめられる問屋商人資本⇨地主の「上からの」近代産業資本への転化の段階という、異った二つの段階が相互に作用しながら同時に進行していた。他律的にマニュ・機械制大工業として成長しつつあった産業資本は、その本来の商人資本⇨地主としての性格から、自生的発展に規定された農民層のブルジョアの発展を蚕食し、その正常な分解（資本・賃労働関係の形成）をおしとどめつつ地主・小作関係の拡大を結果し、また、その小農民を問屋制的ないし商人的に支配しつつ、産業資本として進化するときには小作農民⇨半プロレタリアを自己の賃労働者として従属させるにいたる。こうして、当時における経済的発展は、自生的な農民層のブルジョアの発展—分解をおしすすめる「変革的コース」⇨「下からの道」と、その農民層のブルジョアの発展—分解をおしとどめ絶えず小作貧農を生みだしながら、しかもそれ自体他律的条件のもとで推転を余儀なくされた商人資本⇨寄生地主（中央・地方の特権商人）の上からの産業資本への転化の道との対抗関係をはらみつつ進行した。こうした経済的発展の対抗を基礎としながら、(一)基本的階級対抗——「国家的土地所有を掌握し、かつそれじたい巨大地主⇨商人資本である①天皇・華族・上級官僚を頂点とし、②中央の巨大政商資本（⇨寄生地主）・③地方の特権的商人資本（⇨寄生地主）を含む、総体としての商人資本⇨寄生地主（⇨国家的ならびに私的地主的土地所有）」と、自生的発展をとげつつある④農民との対抗」、(二)副次的対抗……①萌芽的対抗関係としてのブルジョアジ⇨寄生地主とプロレタリ

アートⅡ小作貧農との対抗・②特権的商人資本と非特権的資本Ⅱ地主ならびにそれに上昇転化しつつある豪農との対抗、をつくりだした。自由民権運動は、豪農層の主導のもとに、(一)の①の相対的対抗として出発し、徐々に第一の基本的対抗を基礎とする運動に発展し、(二)の①をその展望としてもつことなしに退潮し、再び(二)の相対的対抗としてのみ存続していった。この場合、留意すべきことは、変革的コースはおくれた段階Ⅱ小営業段階にあるのに対比して、反動的コースは他律的にきわめて進んだ段階Ⅱマニユ・段階ないし原生的産業革命期にあったために、変革的コースは本来のあるべき姿よりもより高度な対抗形態をとりつつも、「上からの道」の優位を基礎とする明治政権の強大さのために容易に弾圧された。

以上が、大石氏の自由民権期の経済構造と運動にかんする基本論旨である。

(11) 大石氏は、前稿の「福島事件の社会経済的基盤」(堀江・遠山編『民権運動期の研究』第二卷所収)で、より仔細にその方法論を展開しておられる。この論理は、著書にもつらぬかれていたので、わざわざいいとわず引用しておく。自由民権運動を政治過程と経済過程との統一において把握しようとすれば、それを「日本資本主義の全機構的な発達史において、その意義を解明する」必要がある。そのためには、①「民権運動の政治過程、諸党派の対抗ならびにその政治的意識を、その過程に登場する諸階級の歴史的に与えられた社会的生存条件、経済的関係から必然性をもって説明すること、したがって当時の政治制度・政策体系、それにたいする反抗、その支配と反抗のための政治的理論などを、当時の農業・工業・商業等の歴史的な発展段階、その構造の結果として論証すること」、②「当時の政治制度、支配体系とそれに対する反抗、総じて民権運動をめぐる諸階級の政策的諸要求の闘争が、基礎過程たる経済的発展方向にいかなる変化を与えたか、あるいは与えんとしたか、を明らかにすることである」と。

大石氏の成果と課題についての詳細な論評は、すでに下山氏が「史学雑誌」七〇編第一〇号できわめてするどく、また、わたしも「日本史研究」六二号で行なったことがあるので、基本的な論点だけを指摘するに止めよう。

大石氏の展開されたすぐれた論理のなかで、もっとも基本的な点は、国際的契機Ⅱ他律的条件に規定された天皇制絶対主義・日本資本主義形成の特徴的展開構造のたかに自由民権運動を位置づけようとしたことである。

国際的契機の導入は、戦後の維新史研究や自由民権研究ではほとんど捨象されたものであり、その本格的導入による天皇制機構・日本資本主義形成・社会的諸階級の包括的把握は、大石氏によってはじめて体系化されたといつてよい。その意味で、この業績は、自由民権研究史上の金字塔であるといふことができる。

しかしながら、大石氏の論旨には、いくつかの疑問が残る。

第一は、大石氏の基本的論旨の一つである国際的契機とそれへの対応について、大石氏の述べられている内容をいま一度整理すると——○「イギリスを主導とする当時の世界資本主義の性格」は「自由競争の発展の頂点」にあり、強力な軍事力を背景としながら、日本に対して「自由貿易・半植民地的市場」を求めていた。だが先進資本主義諸国は、「国際的対立と均衡関係・中国およびインドの経験に基」づいて「協調政策」をとらざるをえず、それが「日本が植民地化をまぬがれた外的条件」でもあった（二二頁）。○「先進資本主義諸国の経済的ならびに政治的圧迫」に対して「日本をそれら諸国の国外市場として開け渡」しつつ、経済的、政治的独立を保持するために、「明治政府は、急速に強力な統一国家を樹立し、資本家的生産を強力的に創設することを余儀なくされた」。具体的政策としては、①国家権力機構の確立、プロシヤを範とする行政支配機構の集中・再編成ならびに新たな軍事警察機構の創設。②近代的租税制度の確立、とくに地租改正。③公債証書発行および不換紙幣・銀行券の濫発と整理。④殖産興業政策—商人資本の他律的な産業資本への転化の保護。⑤新学制の創設（労働力の育成と専制政府イデオロギーの浸透策）、ということになる（四〇頁）。この引用から知られるように、国際的契機

とは、日本の統一国家・資本主義化の与件としてとらえられ、日本が対応すべき至上命題Ⅱ客観的条件として設定されているようである。いかえると、この国際的契機が日本の上からの資本主義形成過程においてどのような具体的影響を与えたかについては、ほとんど語られてはいない。たとえば、経済問題に即していえば、貨幣制度の統一とりわけ金本位制の採用（四年四月）や自由貿易にともなう生産力格差Ⅱ価格差Ⅱ外国商品の急激な流入・価値収奪等々について考慮が払われていない。それゆえに、逆に日本資本主義形成における政府の政策体系を論じる場合に、外国資本の作用にたいする反作用にもふれられないという結果が生じるのである。⁽¹²⁾このことは、国際的契機を、経済面でいえば、世界市場としてとらえられていないことになるであろう。同じことは、国家的統一という政治的局面についても指摘できる。たとえば、大石氏の主要テーマの一つである地方行政の問題でいえば、「日本『近代』国家の地方制度はプロシヤ舶来のデザインをもって出発する」（八四頁、四頁等）と規定されているが、なぜプロシヤに範をとったか、その範たるプロシヤがこの当時の世界的状況の中でどのような歴史的位置を占めていたか、という点が問われなければ説得的ではないように思われる。かくして、国際的契機は単なる静態的与件としてではなく、世界市場の問題として、また世界政治状況の問題として、いかえらるなら動態現象としての国際状況としてくみかえられねばならない。

第二に、大石氏の日本資本主義形成にたいする把握の核ともいうべき、「商人資本Ⅱ寄生地主」の他律的な産業資本への転化にかんする問題である。下山氏は、前記の書評のなかで、大石氏の「商人Ⅱ寄生地主」論は、これまで西洋史学が提起した農民層分解そのものの二つの道における上からの所産である商人Ⅱ寄生地主という概念と内容的には同一であり、ただ大石氏は国際的契機によってより早く促成されたとされるだけである、そう

だとすると、「商人Ⅱ寄生地主」はもともとそれ自体としては産業資本に転化する力をもたないのであるから、「国際資本主義との接触」がそれをなぜ産業資本へ転化することができたのかという理論的証明が与えられねばならない、と批判された⁽³⁾。だがこの批判は、必ずしも大石氏を困憊させはしない。なぜなら、大石氏は、かかる転化が可能であった客観的条件として、「その基盤に農民層Ⅱ小生産者層の両極分解が、なお初期の段階にあったとは言え、進展しつつあったからであり、小ブルジョアの経済関係が生成していたからであり、したがってその推転は、債務隷農・小作半プロ農民と同一体の労働力をその再生産の基本的支柱としなければならなかったからである」（二〇三頁）として、「商人資本Ⅱ寄生地主」の産業資本への転化の条件が部分的には自生的発展によってつくりだされており、そういう経済発展段階における「商人Ⅱ寄生地主」として内容づけられているからである。この側面では、大石氏は、従来の西洋史学の一つのぬぎがたい理論的伝統ともいべき、「商業資本対産業資本」論から脱脚している、といつてよい。だが、大石氏が、大中小の「商人資本Ⅱ寄生地主」および「商人ないし豪農」をすべて「商人資本Ⅱ寄生地主」範疇によって一色にぬりつぶし、すべて「上からの道」を迎ると一括されている点には、少なからぬ疑問をもつ。主な疑念を列記すれば――①「商人資本Ⅱ寄生地主」範疇Ⅱ「上からの」資本主義という範疇は、『資本論』の論理範疇の機械的適用ではないか。この『資本論』の論理範疇を一国の具体的な歴史過程に適用する場合には、その「商人資本」が当該の国の経済的発展段階における全経済構造のなかでどのような機能を果しつつあるかを考慮すべきである。事実過程に即していえば、官営工場・大な国有地および特権的巨大大政商Ⅱ産業資本・巨大地主と在方・町方の商人Ⅱ地主とを、「商人資本Ⅱ寄生地主」という範疇でとらえていいかどうかという問題がおこる。②「商人資本」のすべてが一律に「上からの道」とし

てぬりつぶされたために、大中小のそれがすべて天皇制権力と連繫するものとして、逆にいえば、天皇制権力の庇護対象として位置づけられたことにかかわる疑問である。そのために、受けとりようによっては、大石氏の真意とはちがって、全資本は天皇制権力の経済的・階級的基礎となり、政府もそれを保護・育成する権力として、つまりブルジョア権力と規定しても一向にさしつかえない、ということになりかねないのである。このことは、④の必然的論理的帰結であるということが出来る。しかし事實は必ずしもそうではなかった。運動が国民的のひろがりをもった明治十三年／＼五年においては、大石氏が副次的対抗としてとらえられた前記②が前面におしだされていたのである。この矛盾を説く一つのカギは、古典に即していえば、レーニンの『ロシアにおける資本主義の発展』（一八九九年）でえがかれている一八九〇年代のロシアの工業における資本主義発展の段階および構造分析と、それに比較的近い時期でいえば、『貧農に訴える』（一九〇三年）や『ロシア社会民主労働党統一大会に提出すべき戦術綱領』（一九〇六年）等におけるロシアの階級構成の分析とを統一的に検討してみることによって、えらばれるであろう。

第三に、大石氏は、当年の日本を経済的發展段階によって、先進地帯・中間地帯・後進地帯に分け、自由民権運動をもっぱら中間地帯に局限されている点についてである。このことは、大石氏の論旨からは必然的にでてくる論理であるが、しかし先進地帯と後進地帯は反民権派の基盤となり、中間地帯が民権派の基盤であるというように、経済地帯と政治運動とを同置し、固定化することは事態を正しくとらえる論理たりえない。実際のところ、先進地帯においても多くの民権論者が輩出し、大阪・東京は各地民権論者の結節地であった。こう考えただけでも、氏の論理では説けない問題がある。

以上の諸点が、大石理論に内在した場合におこってくる疑問である。

- (12) 大石氏も、外国市場を目標にしていたものとして部分的には追究しておられる。たとえば、殖産興業政策が「輸出産業中心の資本制生産の樹立」を課題としていたとか、あるいは「輸出振興」のための原料生産育成といった指摘が、それである。しかし、国際的契機が「輸出振興」^{II}「輸出産業育成」を一つの課題として提起したことは事実であるとしても、それは日本資本主義の形成過程にあるいは促進的条件となり、あるいは阻害的要因としても作用したはずである。在来綿業の消長がそうであり、また蚕卵・生糸・養蚕がたえず外国資本の動向に左右されていたことを考えただけで充分であらう。
- (13) 下山三郎「大石嘉一郎著『日本地方財政史研究序説』について」（前掲誌）八七〜九頁参照。

三

これまで、わたしは、今日までのところ、もっとも先進的な分析方法を提起された下山・大石両氏のすぐれた論旨を追い、それらに内在したときにおこってくる疑問について整理してきた。そこで、本節では、両氏に対するわたしの疑問点を集約し、さらには両氏ともあまり意識に上されなかった方法上の問題をあらためて提起して、わたしなりに自由民権研究の方法を体系化してみよう。

これまで、自由民権運動を研究してきた人々が、ほとんど一律に宣言していることは、政治と経済との「統一的把握」とか「全機構的把握」を目ざす、ということであった。それが空花に終わっていることについては、わたしだけでなく多くの人々が指摘し、反省してきたところである。では、政治運動を「統一的に把握する」、あるいは「全機構的に把握する」ためには、いったいどのような方法が必要なのであろうか。この点について、まずわたしのデッサンをえがいてみることにしよう。

(1) 拙稿「歴史学研究」論文および「日本歴史」論文、永井秀夫「近代史研究への反省」(歴史評論一二九号)同「維新史研究上の二・三の問題」(北大史学)、下山三郎「民権運動について」(『日本歴史講座』近代東大出版)、宇野俊一「明治中期―大正期」(遠山・佐藤編『日本史研究入門』Ⅱ)等参照。

われわれの前に提起されている課題は、これまでの実証的諸成果をふまえて集約的に示せば、つぎのようになりことができる。すなわち――

○自由民権運動は、明治政権⇨天皇制絶対主義の形成過程とおり重なって、しかも天皇制絶対主義にたいする革命運動として展開した。

○自生的経済発展としては、部分的にマニファクチュアを輩出させていたとはいえ、総体的には小営業段階であり(したがってブルジョアジーの階級的結集は見出されない)、その発展方向は、地主・小作分解と問屋制家内工業とであり、国家資本および特権的商人資本―産業資本によって圧倒される。

○現象的にみれば、豪農層の指導のもとに国民的運動として展開され、国会開設・地租軽減・不平等条約撤廃をかかげるブルジョア民主主義革命であった。

右のことがらをつづめていえば、当画、われわれに課せられている問題は、古典的ブルジョア革命(クロームウエル革命・フランス革命)やドイツ三月革命と異なる階級構成⇨矛盾であるにもかかわらず、なぜ民権運動は、それら先進諸国のブルジョア革命がかかげたブルジョア民主主義的要求と運動形態と相似たものとしてたたかわれたのであろうか。もっと単純化すると、自生的経済発展の低位性と運動の高度な要求および形態とのズレをどう統一的にとらえるか、ということになる。こうした課題の設定は、明らかに研究の進展にもとづくものであり、

戦前の諸研究、たとえば平野義太郎・鈴木安蔵氏らの場合には意識されなかったものである。

このような課題設定は、すでに下山氏の一九五九年の前記論文ですでになされたところであり、新奇なものではない。にもかかわらず、再びこの設定をわたしなりにいいかえて行うのは、これまで下山氏の問題提起にたいして、下山氏自身もまた外の人々も何等有効な解答方法をだしていないからである。その基本的要因は、先進的な研究方法の提起者である下山・大石氏の場合に、運動の発生・発展・消滅にかんする固有の論理が追求されなのままに終わっているところにある。

〔I〕すでに検討した論点をもう一度集約してみると、つぎのようにいうことができる。

〔下山理論〕 天皇制国家の特徴的構造の解明から民権運動のさきに入ったような特徴的事態をひきだそうとしている。このことは、たしかに部分的には有効性をもっている。なぜなら、政治闘争は上部構造とりわけ政治・法律部分Ⅱ権力体系にかかわる階級闘争であり、それゆえに上部構造の構造的特徴がある程度まで政治運動の性格を規定する面をもっているからである。そして、この点は旧来の諸研究においてはほとんど看過されたところのものである。その意味で、下山氏の提言はきわめて重要である。しかし、その積極性にもかかわらず、そこには前述のような難点がつきまとっていることは事実である。一言にしていえば、成立期天皇制国家のもつさまざまな特徴が形成される国内的Ⅱ内発的契機はいかなるものであったかを解明する手がかりが、ほとんどなされていないという点である。あとで私自身も述べるように、下山氏の指摘される構造的特徴を明らかにすることは不可欠の課題ではあるが、実はその構造的特徴を實現した経済的・政治的・思想的な内的条件もあつたと考えられる。下山氏は、それをさぐりあてるために、「幕藩体制の構造」および「民族国家の成立」という「個眼」を導

入されたと思われる。上部構造上の内発的契機を明らかにしてゆく場合、これらの「個眼」の導入は必要な要件であることはたしかである。

しかし、たとえば「民族国家の成立」という「個眼」についていえば、国内的契機はやはり考慮される必要がある。ごく抽象的・一般的にいえば、民族国家とは、「他民族の集合体から国家的に分離」し「国家的独立」ととげ、民族自決権を確立した国家をいうのであるから、それは民族の統一を前提とするか、もしくはそれを同時に実現した独立国家ということになる。このような民族国家は、二十世紀初頭までにかぎっていえば、典型的には、資本主義の形成・発展をその経済的基礎とし、ブルジョア民主主義革命によって完成されるのである。⁽³⁾ 民族国家をこのように規定すれば、維新国家はいわば端初的な民族国家にすぎない。なぜなら、廃藩置県・地租改正までの過程で一応は民族の統一は実現されたといえるとしても、民主主義革命という点は措くとして、独立という側面からみれば検討すべき問題が残るからである。というのは、安政条約以来の治外法権の存在や関税自主権の喪失という事態は、それだけ天皇制的国家主権を制約し、その意味において完全独立とはいいがたいのである。ただ、インドや中国のような植民地ないし半植民地的状態ではないことはたしかであるが、さりとて完全独立という国民的課題が存在しなかったとはいえない。自由民権運動において設定された国民的課題の一つに不平等条約撤廃の要求がかかげられたのは、その意味で全く正当であった。わが国がインド・中国的植民地ないし半植民地国にならなかったのは、セポイの反乱や太平天国というインド・中国の人民の列強にたいするはげしい民族的抵抗と、列強間の対立という国際状況を外的契機としていたこととはたしかである。それにしても、内的契機がなかったならば、容易に政治的経済的従属を強制されたであろう。周知のように、服部氏の「幕末岐マニ

「エ時代」論は、そのために要請された論理であった。たしかに「幕末敵マニユ時代」論は、民族的統一を説明するには恰好の論理であろう。だが、すでに帝國主義段階にまさに突入しようとする資本主義列強との経済的・軍事的に對抗して独立をかちとつた経済的基礎だとするには、理論としては貧弱である。しかも、その後の実証につれて、「幕末敵マニユ時代」説は否定されざるをえなくつた。そうだとすると、経済的發展段階としては「敵マニユ時代」以前であるにもかかわらず、なぜ、一応の民族的統一とカッコづきの「独立」が達成されたのか、という説明の論理が必要となる。井上清氏は、周知のように、日本人民の半植民地化と反封建闘争こそが、半植民地化をまぬがれた基本的要因だとされている。これを基本的に継承し發展させようとする最近の明治維新史研究も、絶対主義の成立―民族統一は説明しえているとしても、「独立」がかちとられたことについての説明にはなっていない。こうした「独立」を説明するための内的契機論があらためて課題となるであろう。そればかりではない。下山氏が指摘するように統一の展開方向もきわめて特徴性をもっているとすれば、その特徴を形成させた「統一の展開」における内的契機論も準備されねばならない。下山氏の場合、民族国家としての發展における外的契機はきわめて説得的であるが、内的契機論は絶対主義の特殊性を明らかにする場合と同じように、不明確である。

〔大石理論〕 大石氏は、自由民権期の経済的發展構造・対抗形態をきわめて明確に特徴づけ、その特徴的構造が政治と経済とのズレをもたらした要因であるとされた。この指摘は、きわめて重要である。わが国の場合、「上から」の資本主義化は、産業革命以前の絶対主義が推進した本源的蓄積政策とちがって、まさに機械体系の輸入・装置に力点をおき、しかもきわめて短期間のうちにその機械体系を技術的基礎とする資本主義生産を移植・

育成しようとした。マニユ・時代を本格的に経過せず、したがって農民層分解―賃労働形成の歴史的前提が進行していないにもかかわらず、一挙に右のような資本制生産を育成しようとする政策は、自生的発展をとげようとする小ブルジョア経営を強く抑圧し、それだけに小ブルジョア経営の発展方向を歪曲し、矛盾を激させたことは否定できない。しかも、他方では尨大な国公有林を創出し、また私的所有者にたいしては苛酷な旧封建貢租を統一継承化しつつ金納化を強制することによって、人口の圧倒的部分を占める小農民経営を破局化させた。巨大な国家資本Ⅱ官営工場・特権的資本（国立銀行・産業資本）が国公有林野および地租収奪を基盤にしながら生立ち、小ブルジョア経営と基本的に対抗していたことは事実であり、この対抗Ⅱ矛盾を前者が規定していたかぎり、運動がより高度の形態と内容をもつことはいうまでもない。この点をはじめて明確にしたのは大石氏の功績である。しかし、大石氏の場合にも、やはり説明しつくされていないのは、右にいったような「上から」の資本主義化を可能にさせた国内的条件は何であったか、ということである。産業革命Ⅱ機械体系の労働Ⅱ生産過程への導入は、それ自体、マニユ時代がつくりだした資本・賃労働関係を一つの、基本的な歴史的前提としていた。ところが、わが国の場合、この歴史的前提は充分には存在していなかったはずである。にもかかわらず、外国資本をほとんど導入することなく、したがって植民地ないし半植民地的経済状態におちいることなく、まさに自立した資本として「上から」の資本主義化が推進されていったのはなぜか、という問題が残る。下山氏が、「商人資本Ⅱ寄生地主」が他律的に産業資本に転化しえたという場合の理論的証明が与えられていない、と指摘されたのも、この点にかかわっていると考えられる。たしかに、国家資本・国立銀行・特権的産業資本形成のための資金的基础は地租収奪や国公債発行によって説明がつくであろう。しかし、それらが資本として存在する以上、正

常な前提としては、生産物および労働力にかかわる商品市場や資金・金融市場といった国内的条件が必要である。大石氏が、先進地帯はその条件をすでに提供しつつあったとされるのは一つのすくいであるが、逆にいえば先進地帯以外においてその条件がなかったにもかかわらず、なぜ、「上から」の資本主義が可能であったかという理論的証明の必要性は依然として残るのである。

(2) レーニン「民族自決権について」(國民文庫)

(3) 「レーニン民族問題における批判的覚書」(國民文庫)

〔II〕ところで、わたしは、さきに、下山・大石氏の先進的理論によっても民権運動の全機構的把握は、必ずしもなされないといった。その理由は、大石理論の基本的特徴はやはり基底体制還元論であり、運動の独自の発展法則についての明確な理論構成がなされていないところであり、下山理論では基底体制還元論から脱出するために上部構造の特殊性を問題にしようとしているが、ここでもやはり運動の論理はつくりだされていない、からである。

いうまでもなく、あらゆる階級闘争（政治闘争も経済闘争もふくめて）の「究極的規定的要因」は経済的要因である。しかしこのことは「経済的要因が唯一の規定的要因である」ということではない。すなわち、経済状態が土台であるが、しかし上部構造の種々の要因も―階級闘争の政治的形態とこの闘争の諸結果―戦闘に勝った後に勝利した階級がさだめる諸制度、等―や法形態や、さらには、これらすべての現実の闘争が参加者の脳裡にうつしだす反射、すなわち、政治的・法学的・哲学的諸理論・宗教観とその教義体系への発展でさえも、歴史的闘争の経過にその作用をおよぼすのであって、それらがこの闘争の形態を主として規定するばあいも多い。そこにある

のはこれらすべての要因の交互作用であって、そのうちにあつて、すべての無数の偶然事（すなわち、それらの相互の内的連関がひどく遠いかあるいは証明できないために、われわれがそういう関連を存在しないものとみなし不問に付してもかまわないような事物や事件）を通じて、終局的には経済的運動が必然的なものとして自己を貫徹する⁽⁴⁾のである。エンゲルスのこの規定は、「経済状態が原因であり、ひとりこれのみが能動的であり、他のすべてのものは受動的な結果にすぎない」とみる基底体制還元論ないし経済決定論にたいする痛烈な批判である⁽⁵⁾。上部構造は「究極的」には経済関係によつて規定され、経済的發展に基礎をおいているが、にもかかわらず政治的・法的・哲学的・宗教的・文学的・芸術的・上部諸構造は相対的独自性をもち、そのおかげで生産の条件と行程にたいして反作用をおよぼす。政治的運動についていえば、経済的運動によつて定立された相対的独自性を附与された運動として、すなわち国家権力の運動とこれに反対する反対派の運動との対抗過程として展開し、しかもそれは階級闘争としてではなく政治的原理のための闘争として反映する。本来もつとも高度な階級闘争であるはずの政治闘争が政治的原理のための闘争というようにさかだちして反映するのは、行動が政治的・法的その他のイデオロギー的觀念や、これらの觀念によつて媒介されるからである⁽⁶⁾。

政治的運動は、国家権力の運動にたいする、支配階級の政治的支配にたいする運動である。この国家権力の運動は、権力機関がつくりだされるや否や、社会にたいしてみずからを独立させ、それと同時に、国家が共同利益⁽⁷⁾に普遍的利益の擁護体であるという幻想性⁽⁷⁾にイデオロギーをつくりだす。一つの階級が排他的支配を確立しえていない社会状態を基礎とする絶対王制においては、「分業によつて公的利害の管理」にあたる官僚制を生みだし、この官僚制を基軸とすることで国家は見せかけの「独立性」をより強くする。そして官僚にたいしては「実直な

官吏意識」を強要し、人民にたいしては「国家についてのあらゆる幻想」を浸透させてゆく。王権神授論や普遍教会から独立した国家宗教理念の形成がその思想的軸となる。だから、従前の支配階級にとってかわろうとする新しい階級は、その目的を遂行するためだけにでも、その利益を社会の全成員の共通の利益としてあらわしてみせる必要がある。いいかえるなら、その革命的思想に普遍性の形式を与え、それを唯一の合理的な、普遍妥当的な思想Ⅱ政治原理としてあらわすことが要求される。ブルジョア革命にとつての普遍的観念Ⅱ政治原理は、いうまでもなく自由・平等である。だが、かかる対立した政治原理をつくりだすことだけで直ちに運動が展開されるのではない。権力は武装された組織体であるから、これに対抗するためには、対立する普遍的観念を大衆に浸透させ、組織し、主体的な戦闘部隊としてつくりあげねばならない。

(4) エンゲルスのプロット宛書翰（一八九〇年九月二一―二二日）

(5) エンゲルスのHシュタルケンブルク宛書翰（一八九四年一月二五日）

(6) エンゲルスのK・シュミット宛書翰（一八九〇年一〇月二七日）

(7) エンゲルス『フオイコルバッハ論』（国民文庫版六九―七〇頁）参照。

(8) マルクス・エンゲルス『ドイツ・イデオロギー』（邦訳全集第三巻一九〇頁）参照。

(9) 右同書四三―四頁参照。

かくして、政治運動を統一的にとらえるためには、「究極的」要因としての経済状態の把握を出発点とし、これに規定された客観的存在状態としての階級関係を明らかにし、さらに権力の運動Ⅱ過程およびその政治原理とこれに対立する政治原理およびその組織体の運動の対抗過程を明らかにしなければならない。これまでの自由民権研究のほとんどは、経済状態および階級関係からいきなり自由民権運動を分析しようとした。そうした方法が

〔Ⅲ〕 それでは、さきに設定した諸特徴をもつ自由民権運動という特殊・具体的な政治運動をとらえるためには、どのような方法がとられるべきであろうか。これについては稿を改めるとして、要点のみをかかげることにしよう。

① 大石氏の業績を検討するさいにみたような、日本資本主義形成Ⅱ本源的蓄積の諸特徴に着目して経済状態を分析すること。より具体的にいえば、その源蓄のテコになっているのは、**a** 租税制度とりわけ旧封建貢租を統一・継承した金納地租（Ⅱ地租改正）、**b** 秩禄処分および国公債政策、**c** 殖産興業政策、**d** 人為的関税障壁の撤廃・商品生産および販売の自由、**e** 貨幣・信用制度の創出等である。このどれ一つをとってみても、成立期の古典的絶対主義とは異っており、現象的にみれば経済的諸関係の発達段階より高度なものである。にもかかわらず、経済的に自立しながら、そうした源蓄が可能であった内的要因を明らかにする必要がある。そのうえで、とくに検討を要する問題は工業にかんしていえば、**a** 国家資本（Ⅱ官営工場）の歴史的役割、**b** 巨大政商―国立銀行資本および産業資本の形成とその機能（国家との癒着・民間諸産業との対抗関係）、**c** 民間産業における資本関係の形成および**a**・**b**との対抗的關係、**d** 労働力の存在形態等が、農業については、**e** 国公有林野の工業および農業生産に及ぼす影響、**f** 地租収奪と私的土地所有とりわけ小農民経営との関係、**g** 農民層の分解と対抗形態（所有と経営の関係とその進展方向）等があげられる。大石氏のみならずこれまでの研究においては、**a**・**b**・**e**という日本経済の支配体制にかんする分析はほとんど欠落している。この分析を不問に付しては、経済的対抗関係は明らかにはならない。以上の諸点を検討する場合に、忘れてはならない点は、世界経済とりわけ先進的列強資本と如何に誤っているかは、右の政治運動把握の原理にてらすとき明らかであろう。

の相互作用関係についてである。

② 右の諸点を明らかにすることによって、階級関係は明らかになるであろう。

③ 権力の問題についてはもっとも厄介である。ここで検討すべき諸点は、つぎのことである。①中央集権の官僚機構が王権の十分な成熟をまたずに、「有司」独裁という形で形成された（中央政府による二元的人民支配）、②地方行政機構が中央官僚機構に全面的に隷属させられた、③裁判権の中央政府への公収、④近代的装備と戦争方式にたつ軍事機構および警察機構が急激に創出された、等である。これらの権力機関のどれ一つをとってみても、十四・五世紀ないし十七・八世紀の絶対主義の権力構造とはいちぢるしくちがっており、十九世紀中葉のプロシヤ——ドイツ帝国の権力構造に近似している。したがって、成立した天皇制国家は、権力Ⅱ国家形態としては明らかに絶対主義であるが、古典的絶対主義から抽象された絶対主義理論の機械的適用では解けない要素なし特徴をもっている。これらの政治的権力機関とともにその国家意志を表現する法体系のうち民法、商法、だけをとってみても、十九世紀中葉のドイツ・フランスのそれを範としたものであり、それだけに特異性をもつことがわかる。こうして、ヨーロッパの古典的絶対主義の成立期にくらべるとき、わが国の成立期絶対主義は上部構造における政治、法律部門において特徴的構造をもっているということができる。このような特徴的構造が、一挙につくり上げられた内発的要因、とりわけその上部構造上の諸契機は何であったかを、十九世紀中葉の世界状況との関連で追究してみる必要がある。また、こうした権力形成にあたってつくり上げられた普遍的観念は、「一君万民」論と「万国対峙」Ⅱ国家の自立的発展であった。これは、政治的集中Ⅱ天皇制絶対主義の形成と民族的分離Ⅱ民族国家形成を同時に実現しようとする支配原理である。この政治原理の実現手段として「公議世論」が

強調され、具体的には、地方官会議、元老院が、また三新法にともなう府県会、民会が開設される。こうした権力集中化のための措置、とりわけ府県会、民会開設が身分原理から財産原理への原理転換を随伴し、豪農層の政治的進出と政治的矛盾を实感させる場Ⅱ契機ともなった。

④ 民権派の形成Ⅱ運動は、経済的対抗Ⅱ階級関係を基礎とするが、権力機構の特徴性を反映して、より高度の理論をつくりだし、組織化をなしえたと思われる。その意味で、とくに検討を要するのはつぎの諸点である。

①「天賦人權」Ⅱ自由・平等が輸入理論があるにもかかわらず、明六社Ⅱ啓蒙主義者と異なって政治的、実践的批判原理として機能したのはなぜか。②民権派組織化の要因として、③地租改正、殖産興業・マニユの発展による経済的支配と被支配との矛盾の普遍化Ⅰ激化、④地方議会議開設にともなう矛盾認識、⑤マスコミ、交通機関の発達を重視する必要がある、⑥民権理論の進化をイデオロギーそれ自体の相対的自律的發展性からも説明する必要がある。⑦民権論者に根強く残存する国権論を列強の政治的攻勢だけでなく経済的要因からも論証する必要がある。⑧民権派の急速な成長にもかかわらず、同時に敗北の必然性をもっていたことを、彼等の経済的、社会的存在状態から説明することが必要である。